

令和2年12月10日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 黒岩正好

印

商工農林水産委員会報告書

令和2年9月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.10.16	県内製造業の現地調査について	香美市・南国市方面

以上、報告の詳細については、調査出張報告書を参照してください。

令和2年12月10日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会議会運営委員会委員長 弘田兼一 印

### 議会運営委員会報告書

令和2年9月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

#### 委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
2.12.4	(1) 12月定例会の日程及び運営について (2) 立皇嗣の礼に係る賀詞奉呈について (3) 自治功労者表彰状の伝達について (4) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

# 令和元年度高知県歳入歳出決算審査報告書

令和2年12月10日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会決算特別委員会委員長 森田英二

印

## 決算審査報告書

令和2年9月高知県議会定例会において、当委員会が付託を受けた次に掲げる決算の審査の経過並びに結果を下記のとおり報告します。

- (1) 令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- (14) 令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- (15) 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- (16) 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- (17) 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- (18) 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (19) 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- (20) 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

## 記

### 1 審査の経過

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づいて、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置き、慎重に審査した。

### 2 決算の内容

#### (1) 一般会計歳入歳出決算

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入総額471, 901, 998, 543円、歳出総額465, 640, 893, 938円で、歳入歳出差引額6, 261, 104, 605円となっている。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源5, 144, 137, 050円（繰越し明許費繰越額5, 075, 452, 000円、事故繰越し繰越額68, 685, 050円）を差し引いた実質収支額は1, 116, 967, 555円となっており、このうち558, 484, 000円を財政調整基金に繰り入れている。

当年度末の県債残高は884, 828, 469, 533円となっており、将来に負担を残している。また、収入未済額は2, 731, 794, 859円で、前年度に比べ53, 400, 032円（1.9%）の減となっている。

予算額541, 234, 968, 124円に対する歳入歳出決算額の割合は、歳入においては87.2%、歳出においては86.0%となっている。歳出の予算残額75, 594, 074, 186円の内訳は、繰越し明許費繰越額61, 089, 782, 000円、事故繰越し繰越額4, 589, 155, 020円、不用額9, 915, 137, 166円となっている。

繰越し明許費繰越額の主なものは、土木費 35, 939, 944, 000円、災害復旧費7, 161, 264, 000円、林業振興環境費 5, 809, 693, 000円、農業振興費 3, 545, 024, 000円、教育費 2, 805, 554, 000円、水産振興費 2, 611, 511, 000円などであり、昨年度に比べ減少している。

不用額の主なものは、災害復旧費1, 829, 832, 517円、教育費1, 673, 713, 075円、土木費1, 469, 866, 082円などであり、不用額が生じた主な理由は、予算編成時の所要額の積算が不十分であったこと、事業費が見込みを下回ったこと、などによるものである。

## (2) 特別会計歳入歳出決算

当年度の収入証紙等管理特別会計を初め、19の特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額297,531,029,101円、歳出総額292,950,228,345円で、歳入歳出差引額4,580,800,756円となっている。この歳入歳出差引額については、各特別会計において全額を翌年度に繰り越している。

予算総額297,688,854,000円に対する歳入歳出決算額の割合は、歳入においては99.9%、歳出においては98.4%となっている。歳出の予算残額4,738,625,655円の内訳は、翌年度繰越額675,673,000円、不用額4,062,952,655円となっている。

不用額の主なものは、国民健康保険事業特別会計1,982,811,866円、流域下水道事業特別会計1,052,305,708円、旅費集中管理特別会計346,585,113円、給与等集中管理特別会計172,594,472円、会計事務集中管理特別会計104,453,488円などである。

なお、不用額が生じた主な理由は、国民健康保険事業特別会計においては、給付費が見込みを下回ったこと、旅費集中管理特別会計及び会計事務集中管理特別会計においては、事業費が見込みを下回ったこと、給与等集中管理特別会計においては、人件費が見込みを下回ったことによるものである。

また、流域下水道事業特別会計においては、令和2年度から公営企業会計に移行したことに伴い、令和元年度末において打切決算を行ったことにより、不用額が大きくなっている。

## 3 審査の結果

当年度の決算全般については、財政状況の厳しい中、財政運営の健全化や質的転換に向けた予算執行への取組は一定評価すべきものと認められる。

各会計における予算の執行は、おむね適正かつ効率的に行われており、その成果が認められるので、一般会計決算及び各特別会計決算については、全会一致をもっていずれも認定すべきものと決した。

また、予算執行において改善すべき事項が見受けられるため、今後の行政運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、各種施策の実施に当たっては、十分留意するよう求める。

## (1) 行財政運営等について

令和元年度は、県勢浮揚の歩みをより確かなものとしていくために、経済の活性化や南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化など5つの基本政策と、中山間対策の充実・強化など3つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、実効性の高い施策にスピード感を持って取り組んでいる。

決算状況については、歳入、歳出とともに、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策への対応などに伴い増加している。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度から悪化している。本県の自主財源は3割程度の脆弱な財政体質であることから、引き続き県債残高を意識して、さらなる財政の健全化に努める必要がある。

歳入の確保については、引き続き未収金の回収や新たな滞納発生の防止に取り組むとともに、遊休財産は計画に基づきスピード感を持って処分を進めるよう望む。

歳出については、事業の必要性、事業効果等を慎重に見極め、適切な予算見積りを行うとともに、事業の計画的な執行に努めるよう求める。

財務会計事務の処理については、会計検査等における指導や監査委員からの指摘を踏まえ、様々な対策を講じてきた。その結果、改善には向かっているものの、いまだに不適切な事務処理が見られる。

については、人事異動で担当職員が替わっても、事務の正確性などが担保できる仕組みづくりや、A I やR P Aの導入など、職員の負担軽減や経費節減も含めた検討を行い、事務の適正化に向けた一層の取組を望む。

## (2) 南海トラフ地震対策等について

自主防災組織については、地域での共助の取組を進める上で重要な役割を果たすことが期待されるが、地域によって組織体制や活動状況にばらつきが見受けられる。

については、実践的な防災訓練や研修会の取組をさらに強化し、自主防災組織の目的を確実に実行できるような支援を行うとともに、引き続き県民の防災意識の向上に向けて取り組むことを望む。

消防団については、団員の高齢化が進む中、若い世代を中心に団員確保対策を行うものの、事業効果は一時的なもので課題解決には至っていない。

については、事業内容や効果、また、市町村が条例で定める団員定数の見直しも含め、関係市町村と連携、協議を行い、適正な団員数の確保に向けて取り組むことを望む。

漁港内の沈廃船については、所有者への撤去指導のほか、所有者不明船の簡易

代執行、市町村への費用補助により撤去処理を進めているが、新たな放置艇の発生などにより、むしろ増加傾向にある。

については、津波襲来時の漂流物による被害を防ぐため、漁協や市町村と連携した沈没船処理の取組を一層強化するよう望む。

### (3) 保健・福祉・医療対策等について

不妊治療については、不妊専門相談センターによる相談対応や特定不妊治療費の助成、一般不妊治療助成事業を実施している市町村への補助などを行っているが、全国的に不妊治療への関心が高まる中、今後、相談件数が増えることも予想される。

については、助成事業が円滑に行われるよう市町村と連携し、国の動向も注視しつつ相談体制の強化についても検討していくことを望む。

福祉・介護人材の確保については、求人側と求職者のマッチングや資格取得の支援など様々な取組を進めているものの、依然として人材不足は解消されていない。

については、引き続き福祉・介護人材の不足に対して取組を進め、特に厳しい状況にある中山間地域での対策は、関係市町村としっかりと連携しながら取り組むことを望む。

里親養育包括支援事業については、里親を確保するための広報や養育技術の向上のための研修などを実施し、里親委託の推進を図っているが、委託児童数は措置児童全体の約20%にとどまっている。

については、里親制度の普及啓発をさらに行うとともに、家庭的養護の必要性も踏まえ、支援体制を強化して取組を進めることを望む。

ファミリー・サポート・センターについては、現在、県内11市町で設置されているが、運営に当たっては会員数の確保や病児対応のスキルなどが重要である。

については、センターの機能が十分発揮できるよう、補助制度の内容など支援方法について市町村のニーズを把握するとともに、関係部署と連携しながら取組を進めていくことを望む。

### (4) 地域の振興等について

集落活動センターについては、現在61カ所が開所され、地域の特産品を販売するなど経済活動も行われているが、自立的な運営に向けてはまだ課題を抱えている。

については、集落活動センターが継続的に運営できるよう、各センターの活動状況をしっかりと把握して、市町村とともに引き続き必要な支援を行うことを望む。

バス事業者の運転士確保対策については、ホームページでの広報やバス営業所見学会の実施などの支援を行っているが、運転士不足は解消されていない。

については、事業者との連携を強化し、運転士を確保できない原因をしっかりと分析した上で、効果的な運転士確保の方策を講ずるよう望む。

情報通信基盤整備については、市町村が行う超高速ブロードバンド環境の整備への支援や、ユニバーサルサービス化に向けた国への提言などを行っているが、中山間地域においては、情報通信事業を安定的に継続するために整理すべき課題も残っている。

については、情報通信基盤整備の促進に際し、地域の特性を十分に踏まえた取組が行われることを望む。

#### (5) 商工業の振興について

大学生Uターン就職実態調査については、県出身大学生が県内企業等に就職するに際し、行政施策に期待する事項等をアンケート方式で回答してもらい、新規大卒者のUターン就職の促進に向けて活用している。

については、調査結果を他部局とも共有し、各産業分野での県内就職促進施策において調査の成果が生かされるよう望む。

商店街等の空き店舗対策については、新規出店の支援のほか、既存店舗における後継者の把握や事業承継の希望を実現するための取組なども行われているが、中山間地域においては廃業した店舗が空き家になる状況も生じている。

については、地域の商工団体と連携し、事業者の廃業を把握した際には、店舗所有者の意向を確認した上で、店舗の有効活用が図られるよう一層の取組を望む。

ワーク・ライフ・バランス推進の啓発冊子作成等委託については、仕事と生活の調和に向けた取組の優良事例集を作成し、県内企業や高校の生徒等に配布している。

については、事業効果を把握するため、配布した生徒の感想や学校現場における評価を確認するよう望む。

#### (6) 観光の振興等について

観光拠点の整備については、市町村への補助等により観光資源の磨き上げの取組を支援しているが、魅力的な観光スポットとしての認知度を高め、拠点をつなぐ広域的な展開を図ることにより、さらなる誘客も期待できる。

については、拠点整備及びこれらの情報発信等に引き続き取り組むとともに、地元市町村においても、より主体的に取組が行われるよう支援することを望む。

観光特使については、本県ゆかりの500名以上の方に御就任いただき、パンフレットや名刺を送付し、観光や地産外商などのPRをしていただいている。

については、観光特使は高知県の魅力をPRする上で重要な役割を担っているので、より積極的に活動してもらえるよう、工夫した取組を望む。

## (7) 農林水産業の振興等について

農地中間管理機構による農地流動化・集積の取組については、棚田など耕作条件が不利な農地は借受けを断られることがあり、耕作放棄地となってしまう場合がある。

については、基盤整備により農地として活用し得る場合にはその整備を行うなど、中山間地域における耕作放棄地の発生防止と農地集積の取組を、より一層推進するよう望む。

森林の伐採跡地については、鹿被害防護施設や下刈りに要する経費を含め、森林所有者における再造林の負担を支援するなどの取組を行っているが、伐採後の再造林率は40%程度となっている。

については、原木の増産と併せ、森林の持つ公益的機能を損なうことのない資源循環型の森づくりに向け、再造林を促進する施策のさらなる充実を望む。

高知県1漁協構想の早期実現に向けた取組については、各漁協への合併協議会に関する説明や、市場統合、漁協の人材育成への支援が行われているが、合併不参加漁協においては、将来を見据えた合併協議の必要性がまだ十分に理解されていない状況にある。

については、合併に関して各漁協が不安視していることを踏まえた上で、漁業と漁協組織を取り巻く状況の将来見通しを含め、引き続き各漁協に丁寧な説明を行い、合併協議への理解が得られるよう取り組むことを望む。

## (8) 社会基盤の整備等について

がけくずれ住家防災対策費補助金については、がけくずれ対策を行う市町村に対し県が支援しているものであるが、活用度合いが低い市町村がある。

については、住民生活に直結した非常に重要な事業であることから、市町村の財政状況やニーズに沿って、効果的に県の補助事業が活用されるようさらなる取組を望む。

公共土木施設災害復旧事業については、被災箇所の状況等によって地元との調整などに時間を要するほか、入札の不調・不落により、復旧までの期間が長期に及ぶ場合がある。

については、これまでも入札契約制度の改善を行っているところであるが、地

域住民の安全確保のため、早期に復旧がなされるようさらなる取組を望む。

道路整備については、社会情勢にも対応しながら、計画に基づいた整備が行われている。

については、道路は県民生活に直結する重要なインフラであることから、引き続き整備を推進することを望む。

#### (9) 教育について

教員の働き方改革については、校務支援システムの導入に加え校務支援員や運動部活動指導員の配置等により教員の負担軽減を図っているが、依然として教員の多忙な状況は大きな課題となっている。

については、教員の置かれた状況について分析を行い、しっかりと実態を把握した上で、組織的に働き方改革の取組を進めることを求める。

自転車ヘルメット着用推進事業については、児童生徒が使用する自転車用ヘルメットの購入に係る助成制度を設けているが、助成件数は見込みを大きく下回り、着用率も十分とはいえない状況である。

については、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の趣旨を踏まえ、ヘルメット着用により児童生徒の命を守るための取組がより積極的に行われることを求める。

児童生徒の基礎学力向上については、組織力向上エキスパートの招聘や指導主事の派遣を行い、学校での組織的な授業改善に取り組むとともに、実践例を研修等で紹介することによりその取組を広げている。

については、引き続き学校での組織的な取組を推進し、その成果を県内で展開することにより、県全体の学力向上につなげることを望む。

#### (10) 警察活動について

交通安全施設の整備については、予算の中で優先順位をつけながら、信号機の整備や横断歩道の補修などが行われている。

については、これらの交通安全施設整備に当たっては、引き続き状況を調査した上で計画的に行い、道路交通環境がより良くなることを望む。

[参考資料]

委員会の活動状況

年月日	審査及び調査事項	備考
2.10.22	付託事件について	会計管理者 代表監査委員 会計管理局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 議会事務局 水産振興部
2.10.28	〃	農業振興部
2.10.29	〃	警察本部 観光振興部
2.11.2	〃	中山間振興・交通部 地域福祉部
2.11.4	〃	産業振興推進部 林業振興・環境部
2.11.6	〃	危機管理部 文化生活スポーツ部
2.11.9	〃	健康政策部 商工労働部
2.11.12	〃	総務部
2.11.13	〃	土木部
2.11.16	〃	教育委員会
2.11.26	〃	取りまとめ

## 決算特別委員会委員

委員長 森田英二  
副委員長 西森雅和  
委員 上治堂司  
同 金岡佳時  
同 横山文人  
同 弘田兼一  
同 大石宗  
同 石井孝  
同 橋本敏男  
同 吉良富彦

# 令和元年度高知県公営企業会計決算審査報告書

令和2年12月10日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会決算特別委員会委員長 森田英二

印

## 公 営 企 業 会 計 決 算 審 査 報 告 書

令和2年9月高知県議会定例会において、当委員会が付託を受けた次に掲げる議案の審査の経過並びに結果を下記のとおり報告します。

- (1) 令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- (2) 令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案
- (3) 令和元年度高知県電気事業会計決算
- (4) 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算
- (5) 令和元年度高知県病院事業会計決算

記

### 1 審査の経過

当委員会は、執行部から提出された決算資料及び監査委員の決算審査意見書に基づいて、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに事業の成果に主眼を置くとともに、前年度の決算特別委員会の意見に対する措置状況についても重点を置き、慎重に審査した。

## 2 決算の内容

### (1) 令和元年度高知県電気事業会計決算

当年度の収支の状況は、総収益1,516,373,535円、総費用1,400,471,923円で、純利益は115,901,612円となり、前年度に比べ58.9%減少している。

当年度未処分利益剰余金の処分については、減債積立金に24,000,000円、中小水力発電開発改良積立金に91,901,612円をそれぞれ積み立て、資本金に31,268,706円を組み入れることとしている。

当年度の供給電力量は、水力発電が前年度に比べ3.7%増の155,982,526kWhで、年間供給計画量169,877,000kWhに対し91.8%の実績となり、水力電力料は前年度に比べ0.6%増の1,416,168,721円となっている。

また、風力発電の供給電力量は、前年度に比べ41.9%減の2,646,447kWhで、年間供給計画量2,408,100kWhに対し109.9%の実績となり、風力電力料は前年度に比べ41.1%減の49,311,902円となっている。

### (2) 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

当年度の収支の状況は、総収益340,281,862円、総費用244,978,246円で、純利益は95,303,616円となり、前年度に比べ193.6%増加している。

当年度未処分利益剰余金の処分については、減債積立金に11,000,000円を積み立て、建設改良積立金に84,303,616円を積み立て、資本金に23,938,016円を組み入れることとしている。

鏡川工業用水道の当年度の給水量は、前年度に比べ1.1%減の9,276,770m<sup>3</sup>で、年間給水予定量9,267,120m<sup>3</sup>に対し100.1%の実績となり、給水収益は前年度に比べ1.4%減の148,758,288円となっている。また、1日当たりの給水能力55,800m<sup>3</sup>に対する給水実績量は25,346m<sup>3</sup>であり、利用率は45.4%となっている。

香南工業用水道の当年度の給水量は、年間給水予定量545,096m<sup>3</sup>に対し75.5%の実績となり、給水収益は11,805,024円となっている。また、1日当たりの給水実績量は1,125m<sup>3</sup>で給水能力に対する利用率は34.2%となっている。

施設等の整備としては、香南工業用水道引込盤等健全性調査及び装置改修工事ほかを、総額128,113,400円で実施している。

### (3) 令和元年度高知県病院事業会計決算

当年度の収支の状況は、総収益14,580,467,007円、総費用14,679,535,650円で、純損失は99,068,643円となっており、前年度より赤字額が77.7%減少し

ている。

当年度末の累積欠損金は、前年度に比べ0.8%増の12,474,529,550円となっており、全額翌年度に繰り越すこととしている。

当年度の患者数は、入院患者が前年度に比べ2.2%増の延べ168,669人、外来患者が前年度に比べ1.2%増の延べ233,879人となっている。

また、医業収益は前年度に比べ6.2%増の10,836,270,051円、医業費用は前年度に比べ2.2%増の13,868,592,067円となり、医業損失は前年度に比べ9.8%減の3,032,322,016円となっており、これに医業外収益3,695,461,978円、医業外費用735,173,302円を加減した経常損益は72,033,340円の赤字となっている。

施設等の整備としては、あき総合病院において手術後の患者の集中的な管理を行うための4階病棟重症室改修工事に着手し、幡多けんみん病院においては血管造影室の空調設備工事を7,077,000円で実施している。また、必要な医療の実施に対応するため、両病院合計247,012,240円で医療器械等を整備している。

### 3 審査の結果

各事業会計における予算の執行は、おおむね適正に行われているものと認められるので、電気事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分並びに各事業会計決算については、全会一致をもっていずれも可決または認定すべきものと決した。

なお、事業の執行については不十分な点が認められるため、今後の事業運営上、検討または改善すべき事項として次の意見を付すので、事業の執行に当たっては十分留意するよう求める。

#### (1) 電気事業会計決算について

当年度の経営状況については、純利益が1億1,590万円余となっており、前年度に比べて1億6,640万円余減少している。これは、吉野発電所オーバーホール工事や大豊風力発電所の撤去工事などにより、総費用が増加したことによるものである。

大豊風力発電所においては、固定価格買取り期限の令和元年8月末をもって営業を終了したが、初期の設備投資、施設の維持管理経費、営業終了による撤去費用など、これまでの採算面と社会環境の変化などを含めた総括を行った上で、今後の風力発電事業の経営につなげていくよう望む。

## **(2) 工業用水道事業会計決算について**

当年度の経営状況については、純利益が9,530万円余となっており、前年度に比べて6,283万円余増加している。これは、香南市工業用水道事業との統合による香南市からの寄附金により特別利益が増加したことなどによるものである。

鏡川工業用水道事業については、需要の低迷に対応するため、継続して営業活動を行っているが、給水量の拡大にはつながっていない。また、耐用年数を経過している管路の約8割が未更新であり、ダウンサイジングの検討も進めているものの、課題解決には至っていない。

については、経営状況も踏まえた上で、管路の更新や利用料金の引き上げ、将来的な事業継続や廃止など、関係市町村と連携しながら、今後の対策を総合的に検討することを望む。

## **(3) 病院事業会計決算について**

当年度の経営状況について、赤字額は前年度に比べ3億4,617万円余減少している。これは、幡多けんみん病院の入院及び外来延べ患者数の増加により医業収益が増加したことなどによるものである。しかし、医師の増員や時間外勤務の増加などにより給与費が増加したことで医業費用が増加し、純損失は9,906万円余となっている。

経常損益は7,203万円余の赤字となっており、赤字額は、前年度に比べて3億3,788万円余減少し、第6期経営健全化計画における当年度の計画額に比べて2,000万円余少ないものとなっている。

については、引き続きジェネリック医薬品の継続的使用や委託費等の抑制を取り組むとともに、経営の健全化に向けて業務改善策の検討や進捗管理の徹底を図ることを望む。

また、中核病院として、地域で医療サービスを提供する上では医師の確保が重要であるため、引き続き、関係機関との連携を取りながら、医療体制の充実を図ることを望む。

[参考資料]

委員会の活動状況

年 月 日	審査及び調査事項	備 考
2.10.21	付託事件について	代表監査委員 公 営 企 業 局
2.11.26	〃	取 り ま と め

決算特別委員会委員

委 員 長 森 田 英 二

副委員長 西 森 雅 和

委 員 上 治 堂 司

同 金 岡 佳 時

同 横 山 文 人

同 弘 田 兼 一

同 大 石 宗

同 石 井 孝

同 橋 本 敏 男

同 吉 良 富 彦

## 意見書に関する結果について (令和2年9月定例会における議決に関するもの)

### 1 軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

令和3年3月末で期限を迎える軽油引取税の免税措置については、高知県鉱業会及び高知県碎石工業組合の2団体から、引き続き期間延長するよう求める陳情書が県に提出され、全国レベルでは、一般社団法人日本経済団体連合会が、軽油引取税の課税免除の特例の延長を含む「令和3年度税制改正に関する提言」を公表し、免税措置の必要性を訴えている。

経済産業省も鉱物の掘採事業関係の軽油引取税の課税免除の特例措置について「石灰石等鉱物資源は、社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。例えば、東日本大震災復興では、倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に必要とされる膨大なセメント、骨材、鉄鋼等の供給を支えてきた。このため、石灰石等鉱物資源採掘事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たしていくために経営基盤の安定は不可欠。したがって、経営不安定化の大きな要因となる軽油引取税については、今後も課税免除措置の継続は必要」とし、令和3年度税制改正要望事項として、同特例措置の3年間延長を求める要望を総務省に提出している。

また、農林水産省も漁業関係の軽油引取税の課税免除の特例措置について「漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。こうした状況に対応し、生産コストの軽減により経営の安定と国際競争に耐え得る体质の強い生産体制の確立を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を延長する必要がある」とし、令和3年度税制改正要望事項として、同特例措置の3年間延長を求める要望を総務省に提出している。

### 2 少人数学級の推進を求める意見書

文部科学省は、平成28年8月25日に中期的な「次世代の学校」指導体制実現構想を公表し、その中で平成29年度からの10年間で公立小中学校の教職員定数を2万9,760人増やしていくこととしている。

令和2年度については、学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、教職員定数3,726人を改善し、学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現することとしている。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における学びの保障のために、第2次補正予算において、地域の感染状況に応じて、小中学校の最終学年(小6・中3)を少人数編制するために必要な教員として、3,100人の加配を計上している。

令和2年9月の令和3年度概算要求では、学校における働き方改革を引き続き進めるために教職員定数2,397人増を要求するとともに、令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について事項要求とし、予算編成過程で検討することとしている。

現在、文部科学省は、財政当局と少人数学級の推進について折衝を進めている。

### 3 ドクターへリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

医療提供体制推進事業費補助金におけるドクターへリ導入促進事業において、国の令和3年度の概算要求時点では、「運航経費」の基準額を見直した増額要求がなされている。

操縦士等の労働環境の改善や運航事業者の負担軽減などに関しては、具体的な動向は現時点で明らかではない。

### 4 新たな過疎対策法における指定要件・指定単位への配慮を求める意見書

新たな過疎対策法については、令和2年11月には、全国知事会において、過疎地域の指定要件に関し、「真に過疎対策が必要な地域の状況を的確に反映したものとすること」や「現行地域が引き続き過疎対策を進められる要件を設定すること」などが盛り込まれた「新たな過疎対策法の制定に関する追加提言」が決議され、自由民主党過疎対策特別委員会、公明党過疎地に関するプロジェクトチーム及び総務大臣政務官に対して要請が行われた。

また、同月、全国過疎地域自立促進連盟定期総会において、「いわゆる『みなしご過疎』と『一部過疎』を含めた現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること」などが盛り込まれた「新たな過疎対策法の制定等に関する決議」がなされ、自由民主党過疎対策特別委員会、公明党過疎地に関するプロジェクトチーム及び総務大臣政務官に対して要請が行われた。

過疎対策に関する特別措置法は議員立法であることから、こうした各団体の要請などを踏まえ、引き続き自由民主党及び公明党を中心とした関係国会議員による検討や総務省過疎問題懇談会において制定に向けた議論がなされていくこととなるが、その具体的な内容については明らかにされていない。

### 5 防災・減災、国土強靭化対策の継続的かつ着実な実施を求める意見書

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」後において防災・減災対策を推進するために必要な予算・財源の確保、緊急防災・減災事業債等の延長及び対象事業の拡大などについては、全国知事会などの各団体から、10月から11月にかけ、国等に対して要望が行われている。

事業期間の延長と予算・財源の確保については、12月8日に閣議決定された事業規模73.6兆円の追加経済対策の中で、今後、来年度から令和7年度における「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（仮称）」を取りまとめ、その事業規模は15兆円を目指すこととし、初年度は、令和2年度第3次補正予算で措置することとされている。

また、緊急防災・減災事業債については、11月10日の衆議院総務委員会において、総務大臣から「延長する方向で検討を進める」との発言がなされており、期間延長に前向きな姿勢が示されている。

国土交通省など関係省庁では、令和3年度に向けて、防災・減災、国土強靭化の取組の体制強化などが要求されている。

## 6 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

国においては、押印を求めていた行政手続のうち、99%以上を廃止する方向で、法改正等を行う方針が示されている。また、各自治体における取組の指針と国による支援策を内容とする「自治体DX推進計画（仮称）」を年内に策定する予定である。

マイナンバーカードについては、従前から申請自体はオンラインでの手續が可能であるものの、交付の際には市町村窓口に出向く必要があり、現時点では、更新手続における対面手続の省略についての検討状況は示されていない。

一方で、本年11月10日に開催された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の暗証番号の初期化や再設定を、市区町村窓口ではなく、コンビニに設置されている端末で対応可能とするような案が示されており、マイナンバーカード関連手続の中でも対面手続の見直しの検討が行われている。

また、現在、総務省において、全国の市区町村に対し、マイナンバーカードの交付事務の効率化に資する制度的対応に関する要望を集約しているところである。

国における自治体の業務システムの標準化等については、総務省・自治体・事業者で構成する「自治体システム等標準化検討会」において検討が進められており、住民記録、地方税、福祉など自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を関係府省が作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。

また、本年9月25日に開催された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」では、総務省から、自治体の業務システムの統一・標準化の加速策として、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するための法制上の措置を講じた上で、国が財源面を含めて主導的な支援を行うことが示されたところである。

さらに、11月2日に総務省が開催した「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」では、国が導入を目指す自治体の情報システムの標準化などについて、導入の手順や国による支援策をまとめて、年内に「自治体DX推進計画（仮称）」を策定する方針が確認されたところである。

セキュリティクラウドについては、国が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）の遵守を図るため、移行に要する経費に対する補助金が国の令和3年度当初予算概算要求の「地方公共団体の情報セキュリティ対策の強化に要する経費」32.1億円の中に盛り込まれた。現在のところ、セキュリティクラウドに係る国の予算の額の詳細や補助率、対象経費等は不明である。

また、国の「自治体システム等標準化等検討会」において、自治体各システムの標準化について検討を進めている。一部システムの標準仕様書の作成等や、自治体が標準準拠システムを円滑に導入するための移行支援等の追加的な検討を行うことなどについて、令和3年度概算要求に「自治体における情報システムの標準化に要する経費」として4.1億円が盛り込まれた。

## 天皇陛下に差し上げる賀詞（案）

天皇陛下におかせられましては

菊花薫る佳き日に皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ  
皇位継承者としての地位を宣明されましたことは  
誠に慶賀に堪えないところであります  
ここに高知県議会は県民とともに  
謹んでお祝いを表します

令和二年十二月十日

高知県議会議長 三石 文隆

## 皇嗣殿下に差し上げる賀詞（案）

皇嗣殿下におかれましては  
菊花薫る佳き日に立皇嗣の礼をあげさせられましたことは  
誠に慶賀に堪えないところであります  
ここに高知県議会は県民とともに  
謹んでお祝いを表します

令和二年十二月十日

高知県議会議長 三石 文隆

2高政企第200号  
令和2年12月10日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県知事 濱田省司

印

### 議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和2年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 3 号 令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 4 号 令和2年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 5 号 令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算
- 第 6 号 令和2年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県が当事者である和解に関する議案
- 第 11 号 令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案
- 第 12 号 高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案
- 第 13 号 高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 (仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 18 号 国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 19 号 国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(II))工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案

2高人職第315号  
令和2年12月14日

高知県議会議長 三石 文隆 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和2年12月10日付け2高議議第234号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、適当であると判断します。

記

第 7 号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案  
(附則第2項の規定による知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正に係る部分を除く。)

## 議案付託表

(総務委員会)

(令和2年12月17日配付)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和2年度高知県一般会計補正予算（総務委員会が所管する部分。）		
第 2 号	令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算		
第 7 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 8 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 10 号	高知県が当事者である和解に関する議案		
第 11 号	令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算（危機管理文化厚生委員会が所管する部分。）		
第 4 号	令和 2 年度高知県電気事業会計補正予算		
第 5 号	令和 2 年度高知県工業用事業会計補正予算		
第 6 号	令和 2 年度高知県病院事業会計補正予算		
第 12 号	高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案		
第 13 号	高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案		
第 14 号	高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算（商工農林水産委員会が所管する部分。）		
第 3 号	令和 2 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 9 号	高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案		
第 15 号	高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案		
第 16 号	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案		
第 17 号	(仮称) 高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和2年度高知県一般会計補正予算（産業振興土木委員会が所管する部分。）		
第 18 号	国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（I））工事請負契約の締結に関する議案		
第 19 号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（II））工事請負契約の締結に関する議案		
第 20 号	都市計画道路高知駅南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事請負契約の締結に関する議案		

# 請願文書表

## 総務委員会

請第3-1号	<p>すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について (学校安全対策課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)</p>
要旨	<p>2020年度より高知県では、小学校5年生の35人学級編制が可能となった。国が35人学級を小学校1年生のみにとどめている中で、これまでの県独自の措置（小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級）を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校6年生や中学校2・3年生では、1クラスの人数が急増する事態があることからも、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持解消などのための配置基準の見直しが求められている。</p> <p>一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が全国でも最も低くなっている。また、高知県では1か月以上も代わりの先生が来ない「先生のいない教室」が、2017年度は50件、2018年度は74件、2019年度は73件もあった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。</p> <p>子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。</p> <p>山田、日高、市立高知の各知的障害特別支援学校は在学児童生徒数が増加し、深刻な過密状態となっていることから、その過密状態の早急な解決が必要である。また、過密状態のより抜本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、県立で寄宿舎のある知的障害特別支援学校を高知市に新設することが望まれる。</p> <p>地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退することから、学校が地域にあることは重要である。日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 県独自で行っている少人数学級を小学校6年生と中学校2・3年生、高校についても拡大すること。また、「20人以下学級」を展望した少人数学級の実現と教職員定数改善を国の責任で行うよう、働きかけること。</li><li>2 定数を下回らないように学校現場への教職員の確保と配置を進めること。</li><li>3 授業や学校運営に影響が出ないように、休んだ先生の</li></ol>

	<p>代わりの先生がすぐに配置できるようにすること。</p> <p>4 給食の無償化や教材費・部活動費の補助など、教育費の保護者負担をさらに軽減すること。</p> <p>5 全ての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。</p> <p>(1) (危機管理文化厚生委員会所管分)</p> <p>(2) 県内的一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を全県に拡大するため県独自の対策をすること。</p> <p>(3) 県下の自治体に広がってきた就学援助制度の入学準備金の前年度支給を全県に拡大するため県独自の対策をすること。</p> <p>6 (危機管理文化厚生委員会所管分)</p> <p>7 複式学級基準の改善を国に働きかけること。また、それが実現するまでの間、県独自でかつて行っていた基準の引下げなどで全ての小学校1年生の単式化と、飛び複式学級の解消を行うこと。</p> <p>8 特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に引き続き働きかけること。また、特別支援学級の学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自に引き下げるうこと。</p> <p>9 知的障害特別支援教育の充実を図ること。</p> <p>(1) 知的障害特別支援学校の大規模化・狭隘化を早急に解消すること。</p> <p>(2) 高知市に県立て寄宿舎のある小・中・高の知的障害特別支援学校を100名規模で新設すること。</p> <p>10 全教室・体育館へのエアコン設置やブロック塀の改修を進めること。</p>
請願者	高知市丸ノ内二丁目1-10 子どもと教育を守る高知県連絡会 代表世話人 井上 美穂 ほか6,487人
紹介議員	塙地 佐智 米田 稔 中根 佐知 岡田 芳秀 吉良 富彦
受理年月日	令和2年12月15日

## 危機管理文化厚生委員会

<p>請第3-2号</p>	<p>すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について (私学・大学支援課)</p>
<p>要　旨</p>	<p>2020年度より高知県では、小学校5年生の35人学級編制が可能となった。国が35人学級を小学校1年生のみにとどめている中で、これまでの県独自の措置（小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級）を拡大したもので、行き届いた教育を進めるための重要な前進である。しかし、小学校6年生や中学校2・3年生では、1クラスの人数が急増する事態があることからも、学び方の改革や新型コロナや新たな感染症対策のためにもさらなる少人数学級の拡充が求められる。また、小規模校の多い高知県においては、複式学級の定数改善、免許外受持解消などのための配置基準の見直しが求められている。</p> <p>一方、高知県では小学校教員や養護教諭などで、充当率（定数上配置すべき教職員に対する実際の配置数の率）が全国でも最も低くなっている。また、高知県では1か月以上も代わりの先生が来ない「先生のいない教室」が2017年度は50件、2018年度は74件、2019年度は73件もあった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。</p> <p>子育て世代の貧困状況が全国に比べても厳しい高知県においては、教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間鎖を断ち切るためにも重要である。</p> <p>山田、日高、市立高知の各知的障害特別支援学校は在学児童生徒数が増加し、深刻な過密状態となっていることから、その過密状態の早急な解決が必要である。また、過密状態のより抜本的な解決と知的障害児教育の充実のためには、県立て寄宿舎のある知的障害特別支援学校を高知市に新設することが望まれる。</p> <p>地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退することから、学校が地域にあることは重要である。日本国憲法や子供の権利条約が生かされた教育を実現するため、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について以下のことを請願する。</p> <p>1から4まで、5(2)、5(3)、7から10までの10項目（総務委員会所管分）を除く</p> <p>5 全ての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。 (1) 県内出身者が県内の大学に進学しやすくなるように</p>

	支援制度を拡充すること。 6 私学助成を一層拡充し、保護者負担を軽減すること。
請願者	高知市丸ノ内二丁目1-10 子どもと教育を守る高知県連絡会 代表世話人 井上 美穂 ほか6,487人
紹介議員	塙地 佐智 米田 稔 中根 佐知 岡田 芳秀 吉良 富彦
受理年月日	令和2年12月15日

## 総務委員会

請第4-1号	<p>教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について (幼保支援課)</p>
要　旨	<p>2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設整備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現し、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。</p> <p>さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。</p> <p>また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、36万3,035円（2020年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は147万9,005円（2018年）で、4倍以上の格差がある。</p> <p>私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金であり、公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけること。</p> <p>については、次の事項が実現されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。</li> <li>2 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。</li> <li>3 教育予算を増額すること。</li> </ol>
請　願　者	<p>高知市丸の内二丁目1-10 高知私学助成をすすめる会 会長　岡村　佐由紀　ほか26,723人</p>
紹介議員	<p>塙地　佐智　　岡田　芳秀　　米田　稔　　中根　佐知 吉良　富彦</p>
受理年月日	令和2年12月15日

危機管理文化厚生委員会

請第4-2号	<p>教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について (私学・大学支援課)</p>
要旨	<p>2020年4月から高等学校の就学支援金が増額され、年収590万円未満の世帯には、全国的に授業料（施設整備費等を含む）の額が年額39万6,000円まで減免されるようになった。また高知県の場合、年収350万円未満の世帯には、年額43万2,000円まで上乗せして減免される。さらに年収700万円未満までの世帯には、一定額の減免が実現し、多くの世帯で授業料負担が軽減された。しかし、年収700万円以上の世帯は、従来どおり授業料を全額自己負担しなければならない。</p> <p>さらに平均15万円を超える入学金については、全国的には減免の対象とする県が増えてきているが、高知県の場合は、まだ対象になっていない。</p> <p>また、高知県の私立高校経常費助成高校生1人当たり単価は、36万3,035円（2020年）なのに対し、公立高校の場合（公立高校生1人当たり消費的支出）は147万9,005円（2018年）で、4倍以上の格差がある。</p> <p>私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。国や高知県のお金は県民の税金である。公立・私立を問わず教育は公の仕事である。県民のどの子にも同じだけのお金をかけてあげること。</p> <p>については、次の事項が実現されるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。</li> <li>2 経常費助成補助の県加算を高校・中学校だけでなく、幼稚園・小学校にも拡充すること。</li> <li>3 教育予算を増額すること。</li> </ol>
請願者	<p>高知市丸の内二丁目1-10 高知私学助成をすすめる会 会長 岡村 佐由紀 ほか26,723人</p>
紹介議員	<p>塙地 佐智 岡田 芳秀 米田 稔 中根 佐知 吉良 富彦</p>
受理年月日	令和2年12月15日

2 高政企第 216 号  
令和 2 年 12 月 21 日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県知事 濱田省司

印

議案の追加提出について

令和 2 年 12 月 高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 21 号 令和 2 年度高知県一般会計補正予算

議案付託表

(令和2年12月21日配付)

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 21 号	令和2年度高知県一般会計補正予算		

2 高政企第 217 号  
令和 2 年 12 月 24 日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県知事 濱田省司

印

議案の追加提出について

令和 2 年 12 月 高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 22 号 高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案  
第 23 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案

議発第1号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 浜田豪太

同 山崎正恭

同 土居央

同 明神健夫

同 梶原大介

同 桑名龍吾

同 田所裕介

同 岡田芳秀

同 塚地佐智

## 国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と 早急な実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、国内第3波といわれる感染の再拡大に直面しており、12月12日には一日の感染確認者数が初めて3,000人を突破、14日現在累計で18万人以上の感染、死者数も2,600人を超え、危機的局面となっている。

このたび、政府は事業規模73.6兆円の追加対策を打ち出したが、その内容として、業態転換、事業再編や、金融機関の合併・経営統合、デジタル化の促進など、ポストコロナや国土強靭化といった中長期的な事業に多くの予算が充てられており、危機的局面に対応するための感染症対策にもさらなる財政支出が求められる内容となっている。

目下、全国各地で感染症陽性者が急増する中で、医療現場、医療従事者は疲弊し、医療崩壊の危機が進行しているが、今、目の前で苦しんでいる多くの国民に目を向け、その暮らしを支える対策への抜本的な拡充が必要である。

よって、国におかれては、次の事項につき、直ちに実施するよう強く要望する。

- 1 医療従事者を支えるため、直接に新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関以外にも使用可能な、財政支援制度の拡充を図ること。
- 2 中小企業、個人事業主等の営業を支えるため、この間進めてきた支援制度を拡充すること。
- 3 学生の学びの継続のために、学生支援緊急給付金を再支給するとともに、学費の軽減など必要な対策を行うこと。
- 4 現在、最大6か月の貸付けが可能となっている総合支援資金について、償還要件のさらなる緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済再生担当大臣

様

議発第2号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 浜田豪太

同 山崎正恭

同 土居央

同 明神健夫

同 梶原大介

同 桑名龍吾

同 田所裕介

同 岡田芳秀

同 塚地佐智

## 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは、実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては、2004年度から年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり、何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては、過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれでは、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、次の事項につき、早急に取り組むことを強く求める。

- 1 不妊治療は、一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在助成対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

内閣總理大臣 } 様  
厚生労働大臣 }

議発第3号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算及び送迎加算の継続を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	浜田豪太
同	山崎正恭	
同	土居央	
同	明神健夫	
同	梶原大介	
同	桑名龍吾	
同	田所裕介	
同	岡田芳秀	
同	塚地佐智	

## 障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算 及び送迎加算の継続を求める意見書

令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、令和2年12月11日に厚生労働省が設置した障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」が取りまとめられた。

これによると、収入が一定額以下の利用者に対して、事業所において食事の提供を行った場合等に算定可能な食事提供体制加算の経過措置を延長するとともに、就労継続支援A型及び放課後等デイサービスにおける送迎加算についても継続することとされている。

食事提供体制加算と送迎加算については、前回の報酬改定時に次期報酬改定に向けた検討課題とされていたが、今回の報酬改定に当たって実施された実態調査の結果等を踏まえて検討が行われ、継続が必要とされたものである。

障害福祉サービス事業所を利用する人の多くは、自ら得られる収入が少なく、食事提供体制加算が廃止されると、利用者が事業所で提供される食事を全額自己負担することとなり、通所事業所への利用控えなどの影響が懸念される。

また、送迎加算は、自力での通所が困難な利用者や公共交通機関の不足する地域においては、欠くことのできない通所の支援となっている。送迎加算が廃止され、通所のための送迎が行われなくなれば、利用者が家庭に引き籠もるなど、障害者の社会参加が阻害されるおそれがある。

よって、国におかれては、障害のある人の社会参加を促進するためにも、次の事項を実施されるよう強く求める。

- 1 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算及び送迎加算を提案どおり継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様

議発第4号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 浜田豪太

同 山崎正恭

同 土居央

同 明神健夫

同 梶原大介

同 桑名龍吾

同 田所裕介

同 岡田芳秀

同 塚地佐智

## 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、いまだ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国におかれては、犯罪被害者支援の充実を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
- 2 (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
- 3 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

總務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
国家公安委員会委員長

様

議発第5号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	黒岩正好
同	下村勝幸	
同	上田貢太郎	
同	今城誠司	
同	依光晃一郎	
同	森田英二	
同	大石宗	
同	大野辰哉	
同	中根佐知	

## 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書

我が国に存在する357.8万者の中小企業のうち、85.2%、304.8万者に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用及び生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その成長及び持続的発展によって、我が国経済全体を発展させる重要な意義を有している。

現下の新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上げは急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にある。

一方で、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後小規模事業者の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積している。

このような課題の解決を図るためにには、小規模事業者の自助努力も必要であるが、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会及び商工会議所による適切な助言及び支援を行うことが極めて重要である。

しかしながら、商工会及び商工会議所においては人員が不足しているため、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じている。

よって、国におかれては、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため、次の事項につき、実施されるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上げ回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援の拡充・延長を図ること。
- 2 商工会及び商工会議所の体制を強化し、小規模事業者の経営支援及びデジタル化支援をより強力に実施できる組織とするための抜本的対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
経済産業大臣

議発第6号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「林野関係予算の確保を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	黒岩正好
同	下村勝幸	
同	上田貢太郎	
同	今城誠司	
同	依光晃一郎	
同	森田英二	
同	大石宗	
同	大野辰哉	
同	中根佐知	

## 林野関係予算の確保を求める意見書

我が国の国土は、地形が急峻かつ地質が脆弱であることに加え、近年地球温暖化の影響等に伴う局地的な豪雨が頻発している。

特に、令和2年7月豪雨は、全国各地で大規模な山地災害等が発生し、貴い命を奪うとともに、家屋、公共施設、林業関連施設・機械、木材加工流通施設等が大きな被害を受けるなど、住民生活や経済活動をはじめ、林業生産活動にも大きな影響を与えていている。

こうした中、地域住民の命を守り、安全で安心できる豊かな生活の実現に向け、中長期的視点に立った「緑の国土強靭化」の強力な推進が喫緊の課題となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は林業界にも甚大な影響を及ぼし、木材需要の急激な落ち込み等により、地域経済はかつてない危機に直面している。このため、経営継続のための措置や雇用の創出など、地域の存立基盤である森林・林業・木材産業を下支えしていく必要がある。

また、主伐の増加に対応する確実な再造林をはじめ、森林資源の循環利用を通じた林業の成長産業化の実現に向け、森林環境譲与税の仕組みを活用し、林道等の路網整備や生産性と労働安全性を高める林業イノベーションを推進することが重要となっている。

さらに、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、都市部における木材需要の拡大を積極的に推進するなど、国民全体で森林・林業・木材産業を支えていく必要がある。

よって、国におかれでは、強くしなやかで、そして美しい山々を次世代に引き継いでいくためにも、林野公共事業をはじめとした林野関係予算を確保し、諸施策の推進に全力で取り組んでいく必要があるため、次の事項につき、実施されるよう強く要望する。

### 1 激甚災害の多発を踏まえた「緑の国土強靭化」への対応

山地災害や流木災害等から国民の生命・財産を守っていくため、荒廃山地の復旧整備や流木・風倒木対策、間伐による荒廃森林の整備、災害時の代替路となる林道の整備など、事前防災・減災対策等による「緑の国土強靭化」を強力に推進すること。

特に、閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が確実に措置されるよう、林野公共事業予算の拡充を図ること。

### 2 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

地域経済はかつてない危機に直面していることを踏まえ、木材需要拡大

策に加え、地域の木材需給状況に応じた木材生産への支援等を強力に推進すること。

特に、地域での雇用維持・確保を図るため「緑の雇用」事業等雇用対策を強化すること。

### 3 林業成長産業化の実現に向けた施策の推進

森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な対策に加え、林業イノベーションによる生産性や効率性の向上を、地域が主体となって計画的に取り組むことのできる支援措置の充実を図ること。

特に、木材の流通コストを削減し、山元への利益還元を図るため、基幹的な林道や林業専用道などの整備の加速化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣 } 様

議発第7号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 依光晃一郎

同 田中徹

同 横山文人

## 台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書

日本と台湾は深い信頼と友情で結ばれており、これまで我が国が大規模自然災害など甚大な被害に見舞われるたび、台湾から多くの支援が届けられるなど、その強い絆に日本国民が感銘を受けてきた。とりわけ、このたびの新型コロナウイルス感染症に対しても、台湾からたくさんの支援物資が寄せられたことは記憶に新しく、世界的な感染拡大という未曾有の危機にあって、両国の信頼と友情はさらに深いものとなっている。

そのような中、日台関係のさらなる深化を目指す地方議員の組織である「全国日台友好議員協議会」は、今年10月26日、石川県加賀市で開かれた日台交流サミットin加賀において、日本が台湾のCPTPP参加を支持するよう「加賀宣言」を採択した。

2019年の日台双方の貿易総額は600億ドルに達し、日本にとって台湾は第4位の輸出市場、第6位の輸入先国となっており、日台は戦略的な協力関係を築くとともに、多くの日本企業が台湾で研究センターを立ち上げるなど、日本の先端技術と台湾の製造技術との連携により重要な貿易パートナーとなっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や地政学的リスクによるグローバルサプライチェーンへの影響を踏まえ、日米欧と台湾との窓口機関で、その再編に向けた協力強化の方向性が確認されたところである。

このような関係にある台湾がCPTPPに加盟することは、我が国の経済はもとより、アジア太平洋地域の経済貿易に活力を注ぎ、地域の経済に好循環を生み出すものである。

また、地方レベルに目を転じてみても、日台間の人的往来は年間700万人を超える中で、本県の従業員数10人以上の宿泊施設における外国人延べ宿泊者数は、台湾が令和元年で2万4,580人泊と最も多くなっており、四国全体をとっても台湾からのインバウンドが最多となっている。加えて、高知県台湾オフィスを拠点とし、本県の強みである防災関連製品をはじめとした外商活動や、台湾ランタンフェスティバルへのよさこいチーム派遣、また本県で開催されるまんが甲子園に台湾の高校生が参加するなど、経済的・文化的な交流も年々深まっており、今や日台間のさらなる連携と相互の発展は国と国の関係のみならず、私たち地方にとってもその恩恵は大変大きいものとなっている。

しかしながら、このように我が国と信頼及び経済で結ばれた大変重要なパートナーである台湾が、APEC（アジア太平洋経済協力）のメンバー、かつWTOの加盟国というCPTPP加入を申請する条件を満たしていながら参加できない現状は、環太平洋地域にとり大きな損失である。さらには、ウィズコロ

ナ・アフターコロナを見据えたとき、両国の経済連携と相互発展を妨げるものと危惧する。台湾は、CPTPPの参加国拡大交渉において、日本の継続的な参加支持に期待しており、現在の枠組みにおいて日本は重要、かつ影響力を持ったメンバーであることから、その支持は大きな意義を持つ。

よって、国におかれでは、次の事項につき、早急に実施されるよう強く求め  
る。

1 台湾のCPTPP参加を積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

様

議発第8号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者 高知県議会議員 依光晃一郎

同 田中徹

同 横山文人

## 土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書

本県の人口は、昭和30年の88万3,000人をピークに減少に転じ、出生数の減少や若者の都会への流出などと相まって、本年10月には69万人を切ることとなった。

この急激な人口減少は、空き家や耕作放棄地、山林の荒廃などの問題を生み出し、またその後の時間経過により、所有者不明土地問題を発生させた。

この所有者不明土地問題は、行政側から見れば、所有者を確定させるための作業に手間と時間が割かれ、さらには公共事業が阻害される要因ともなる。また、民間側から見ても、例えば企業が設備投資のため購入を考えた土地が所有者不明土地であった場合、利活用ができず、機会損失を生じることにもなる。加えて、土地所有者が一元的に管理されておらず、利用状況も把握できていない現状では、悪意ある外国人資本家が土地を所有したとしても把握できず、例えば水源地の保全など、安全保障の観点からも大きな問題となる。

このような背景をもとに国会では、平成30年6月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、また本年3月には土地基本法、国土調査法が改正されるなど、一定の取組が行われているところである。

この取組を、本年7月の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえて、不動産登記簿、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳等の土地所有情報の標準化・統一化を図った上で、一元的なデータベースを整備し、インターネット等を通じて情報提供することができれば、土地の有効活用を通じて地域活性化を後押しする、大きな仕組みとなることが期待される。

また、土地所有情報の一元的なデータベース整備は、頻発する豪雨災害や南海トラフ地震に備えた事前の復興計画作成にも有効と考える。

よって、国におかれては、地方自治体の所有者不明土地の問題の解決を図り、自治体の前向きな政策を後押しするために、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 土地所有情報の一元的なデータベースを、国民にとって使いやすい形で整備すること。
- 2 所有者不明土地について、行政や民間が有効活用するための法整備と手続の簡略化を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
行政改革担当大臣  
デジタル改革担当大臣

様

議発第9号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
同	岡田芳秀	
同	中根佐知	
同	吉良富彦	
同	米田稔	
同	田所裕介	
同	石井孝	
同	大野辰哉	
同	橋本敏男	
同	上田周五	
同	坂本茂雄	

## 日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書

2017年7月7日に国連会議で採択された核兵器の禁止に関する条約(以下「核兵器禁止条約」という。)が、2020年10月24日、批准国50に達し、条約の規定により、2021年1月22日に発効することが確定した。我が国の被爆者をはじめとした市民社会の多年の努力のたまものであり、核兵器の廃絶に向けた国際的合意の到達点として、歴史的意義を持つ条約である。2020年12月11日現在、署名国は86、批准国は51となっており、今後もその増加が見込まれる。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、保有、使用、威嚇に至るまで全面的に禁止・違法化するだけでなく、その条文で核兵器被害者への支援を明記しており、ビキニ環礁水爆実験において多くの被災船員を出した高知県民としても、被災船員の救済に向け大きな意義があると考えるものである。

しかしながら、日本政府が「唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組をリードしていく責務がある」としながらも、この核兵器軍縮において画期をなす条約への参加を否定し続けていることには大きな矛盾があり、国際社会からの失望を招いている。

核兵器禁止条約の背景には、そもそも核兵器の不拡散に関する条約(NPT)がその第6条において、核兵器国を含む締約国に、誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定し、さらには2000年のNPT再検討会議において、「核兵器廃絶を達成する核兵器国の明確な約束」を盛り込んだ最終文書が採択されたにもかかわらず、核軍縮が遅々として進んでこなかったことへの国際社会の厳しい視線がある。核保有国は、核軍縮を進める責任を負いながら、むしろ近年においては核兵器の更新を進め、今後も核兵器を維持する計画を持続している。

他方、1997年4月に発効した化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(CWC)は、その発効から20年以上がたち、2017年にはロシアが国内の化学兵器の廃棄を完了したと発表、米国も2022年末までの廃棄完了を目指すなど、現実的な実効力を發揮している。日本政府も、CWCを批准し、「地下鉄サリン事件」という化学テロを唯一経験した国として、化学兵器の危険性を広く周知し、廃棄に関して国際社会をリードする責務があるとして、条約の活動を支え最大限努力していくと表明している。

この化学兵器禁止の歴史的経過と日本政府が果たした役割を見れば、核兵器禁止条約においても、日本が唯一の戦争被爆国として、条約に積極的に参加し、核兵器保有国に対して核兵器の廃棄を求ることは可能であり、人類の生存を脅かす核兵器の廃絶を具体的に進め得る現実的かつ有力なアプローチといえる。

よって、国におかれでは、核兵器廃絶を求める国際社会の一員として、直ちに核兵器禁止条約の署名・批准を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣

様

議発第10号

意見書議案の提出について

令和2年12月高知県議会定例会に「後期高齢者の医療費2割負担への引き上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

提出者	高知県議会議員	塚地佐智
同	岡田芳秀	
同	中根佐知	
同	吉良富彥	
同	米田稔	
同	田所裕介	
同	石井孝	
同	大野辰哉	
同	橋本敏男	
同	上田周五	
同	坂本茂雄	

## 後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、誰もが必要な医療を受けられるよう求める意見書

政府は「全世代型社会保障検討会議」（議長・菅義偉首相）において、2022年度から一定年収以上（単身者200万円以上など）の後期高齢者（75歳以上）の医療費本人負担を2割に引き上げる方針を決めた。現在の、後期高齢者の本人負担は原則1割（現役並み所得者は3割）であり、このまま導入されれば約370万人の高齢者にとって、医療費負担が2倍となる看過し難い計画である。

後期高齢者は、公的年金などが収入の中心となっているが、それだけでは生活できない方も多く、家計を切り詰め、生活維持のために働くを得ない状況にある方も少なくない。日本医師会の中川俊男会長は、「（現行の）原則1割から倍にする議論をすること自体がそもそも問題だ」と述べ、「さらなる受診控えを生じさせかねない政策で、高齢者に追い打ちをかけるべきではない」と指摘しており、高齢者の命と健康にとって深刻な事態を招きかねない。また、この負担増が、特に高齢者にとってリスクが高いとされる新型コロナウイルス感染症が蔓延している時期に議論されるということも、あまりに非常識であり、人命を軽視するものと厳しく指摘しなければならない。

今回の後期高齢者の医療費本人負担引上げは、現役世代の負担を軽減することを一つの名目としているが、そもそもこの間、高齢者医療の国庫負担を45%から35%にまで下げ、現役世代の保険料負担で肩代わりをさせる制度設計の改悪にこそ、その矛盾の根本があり、国の責任において国庫負担を増額するとともに、大企業へ応分の社会保障費負担増を求めることが必要である。

よって、国におかれでは、現在計画されている後期高齢者の医療費2割負担への引上げを撤回し、国の責任において誰もが必要な医療を受けられるよう措置することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三石文隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

令和2年12月24日

高知県議会議長 三石文隆様

高知県議会 総務委員会委員長 横山文人  印

同 危機管理文化厚生委員会委員長 浜田豪太  印

同 商工農林水産委員会委員長 黒岩正好  印

同 産業振興土木委員会委員長 田中徹  印

同 議会運営委員会委員長 弘田兼一  印

### 継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会議規則第73条の規定により申し出ます。

#### 記

##### 総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関する事。
- 2 県の総合開発に関する事。
- 3 広報に関する事。
- 4 行財政運営に関する事。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関する事。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関する事。
- 7 情報化の推進に関する事。
- 8 統計に関する事。
- 9 県の財産に関する事。
- 10 学校教育及び社会教育に関する事。
- 11 文化財の保護に関する事。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関する事。
- 13 出納に関する事。

### **危機管理文化厚生委員会**

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 スポーツ振興に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

### **商工農林水産委員会**

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

### **産業振興土木委員会**

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

### **議会運営委員会**

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

**決算特別委員会審査結果一覧表**

議案関係	事件の番号	件名	審査結果		備考
			原案可決	認定	
355第 1 3 号	令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	"	"	全会一致	
355第 1 4 号	令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	"	"	全会一致	
355報第 1 号	令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算				
355報第 2 号	令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算				
355報第 3 号	令和元年度高知県給与等集中管理制度特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 4 号	令和元年度高知県旅費集中管理制度特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 5 号	令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 6 号	令和元年度高知県会計事務集中管理制度特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 7 号	令和元年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 8 号	令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 9 号	令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 0 号	令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 1 号	令和元年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 2 号	令和元年度中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 3 号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 4 号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 5 号	令和元年度高知県當林事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 6 号	令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 7 号	令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 8 号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 1 9 号	令和元年度高知県港湾整備事業等奨学金特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 2 0 号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算	"	"	"	
355報第 2 1 号	令和元年度高知県電気事業会計決算	"	"	"	
355報第 2 2 号	令和元年度高知県工業用水道事業会計決算	"	"	"	
355報第 2 3 号	令和元年度高知県病院事業会計決算	"	"	"	

委員会審査結果一覧表

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第 1 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算	総務委員会 危機管理委員会 農業委員会 工場危機委員会 商工産業委員会 水産委員会 林業委員会 土木委員会	原案可決 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	全会一致
第 21 号	令和 2 年度高知県一般会計補正予算	商工農林水産委員会	原案可決	全会一致
第 2 号	令和 2 年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算	商工農林水産委員会	原案可決	全会一致
第 3 号	令和 2 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 4 号	令和 2 年度高知県電気事業会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 5 号	令和 2 年度高知県病院事業会計補正予算	商工農林水産委員会	〃	〃
第 6 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 7 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 8 号	議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 9 号	高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 10 号	高知県が当事者である和解に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 11 号	令和 3 年度当せん金付証票の発売総額に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 12 号	高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 13 号	高知県立高知歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 14 号	高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 15 号	高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 16 号	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 17 号	高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 18 号	国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（I））工事請負契約の締結に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃
第 19 号	国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル（II））工事請負契約の締結に関する議案	商工農林水産委員会	〃	〃

第 20 号	都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金（久万川橋上部工）工事 請負契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	原案可決	全会一致
2 請願関係				
事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
請第3-1号	すべての子どもにもゆきとどいた教育をすすめるための請願について	総務委員会	不採択	賛成少数
請第3-2号	すべての子どもにもゆきとどいた教育をすすめるための請願について	危機管理文化厚生委員会	不採択	賛成少数
請第4-1号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について	総務委員会	不採択	賛成少数
請第4-2号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について	危機管理文化厚生委員会	不採択	賛成少数

令和2年12月高知県議会定例会議決一覧表

1 議 案 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
第 1 号	令和2年度高知県一般会計補正予算	原案可決	2.12.24
第 2 号	令和2年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算	〃	〃
第 3 号	令和2年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 4 号	令和2年度高知県電気事業会計補正予算	〃	〃
第 5 号	令和2年度高知県工業用水道事業会計補正予算	〃	〃
第 6 号	令和2年度高知県病院事業会計補正予算	〃	〃
第 7 号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 8 号	過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 9 号	高知県環境影響評価条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 10 号	高知県が当事者である和解に関する議案	〃	〃
第 11 号	令和3年度当せん金付証票の発売総額に関する議案	〃	〃
第 12 号	高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 13 号	高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 14 号	高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 15 号	高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 16 号	宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案	〃	〃
第 17 号	(仮称)高知布師田団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 18 号	国道441号防災・安全交付金(口屋内トンネル(I))工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 19 号	国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル(II))工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 20 号	都市計画道路高知駅秦南町線防災・安全交付金(久万川橋上部工)工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 21 号	令和2年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第 22 号	高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案	同 意	〃
第 23 号	高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案	〃	〃
355 第 13 号	令和元年度高知県電気事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	原案可決	2.12.10
355 第 14 号	令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案	〃	〃
355 報第 1 号	令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算	認 定	〃
355 報第 2 号	令和元年度高知県収入証紙等管理特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第 3 号	令和元年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
355 報第4号	令和元年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算	認 定	2.12.10
355 報第5号	令和元年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第6号	令和元年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第7号	令和元年度高知県債管理特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第8号	令和元年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第9号	令和元年度高知県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第10号	令和元年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第11号	令和元年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第12号	令和元年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第13号	令和元年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第14号	令和元年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第15号	令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第16号	令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第17号	令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第18号	令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第19号	令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第20号	令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算	〃	〃
355 報第21号	令和元年度高知県電気事業会計決算	〃	〃
355 報第22号	令和元年度高知県工業用水道事業会計決算	〃	〃
355 報第23号	令和元年度高知県病院事業会計決算	〃	〃
議発 第 1 号	国民の暮らしを支えるコロナ対策の抜本的拡充と早急な実施を求める意見書議案	原案可決	2.12.24
議発 第 2 号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 3 号	障害福祉サービス等報酬改定に当たって食事提供加算及び送迎加算の継続を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 4 号	犯罪被害者支援の充実を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 5 号	小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書議案	〃	〃
議発 第 6 号	林野関係予算の確保を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 7 号	台湾のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）参加を積極的に支援するよう求める意見書議案	〃	〃
議発 第 8 号	土地所有情報の一元的なデータベース整備を求める意見書議案	〃	〃
議発 第 9 号	日本政府に核兵器の禁止に関する条約の署名・批准を求める意見書議案	否 決	〃

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
議発 第 10 号	後期高齢者の医療費 2割負担への引上げを撤回し、誰も が必要な医療を受けられるよう求める意見書議案	否 決	2. 12. 24

## 2 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議 決 結 果	議 決 年 月 日
請第3-1号	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請 願について	不 採 択	2. 12. 24
請第3-2号	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請 願について	〃	〃
請第4-1号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきと どいた教育を求める私学助成の請願について	〃	〃
請第4-2号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきと どいた教育を求める私学助成の請願について	〃	〃